

第4章 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

I 交流及び共同学習について

1 交流及び共同学習に関する動向

「交流及び共同学習」は、障害者の人権を守る国際的な流れの中から、我が国の重要な取組として進められている。我が国は、国内法の整備を行い、平成26年に「障害者権利条約」を批准し、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の形成を目指している。

その中で「交流及び共同学習」は、文部科学省が進めるインクルーシブ教育システム構築の中で大変重要な位置を占め、千葉県においても、特別支援教育の重要な施策となっている。

中央教育審議会は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）では、「学校の学習活動にとどまらず、障害のある子どもたちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の推進を図る必要がある」としている。

また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）では、学校教育における取組として、「心のバリアフリー」についてふれている。共生社会に向けて、多様性を理解し、「障害の社会モデル」を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いの良さを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである。特に、障害のある人との触れ合い等の体験活動を通じて、幼児児童生徒が頭で理解するだけでなく、感性としても「心のバリアフリー」を身に付けることが重要であることが述べられている。文部科学省の「Special プロジェクト2020 構想」では、2020年東京パラリンピック競技大会等に向けて、特別支援学校を拠点とした総合型地域スポーツクラブの創設（地域社会のハブ化）や、幅広い地域住民が参加する地域共同運動会・文化祭等の開催などを、具体的な取組の一つとして示している。千葉県でも、オリンピック・パラリンピックを活用した教育活動に取り組む指針として「千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取組方針」が策定された。

これからの交流及び共同学習は、場を学校に限定せず、地域社会も視野に入れた取組が求められるものと考えられる。

2 交流及び共同学習の意義

障害のある幼児児童生徒が、社会の一員として主体的な生活を営むことができるようにしていくためには、社会一般の人たちの正しい理解と認識が欠かせない。そこで、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒や地域社会の人たちとの交流及び共同学習の機会を設けることが大切となる。

〔交流及び共同学習〕「障害者基本法」の一部改正（平成16年）により、第14条「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」という、交流及び共同学習の推進に関する規定が示された。この改正に伴い「交流及び共同学習」は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と教科のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を分かちがたいものとして一体的にとらえる一つのまとまった言葉として、これまでの「交流教育」の代わりに用いられている。

平成20年に告示された幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、平成21年に告示された高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領等では、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けるように示され、計画的、組織的に行う内容が加えられた。

平成24年に改訂された第4次千葉県障害者計画の中に、「共に学ぶ」環境の実現とすべての学校での支援体制の充実、地域とともに支え合い学び合う環境づくり（交流及び共同学習の推進）が示され、障害のある人もない人も誰もお互いの立場を尊重し支え合いながら、安心して暮らすことのできる地域社会づくりが進められている。

(1) 障害のある幼児児童生徒にとって

障害のある幼児児童生徒には、円滑な対人関係の形成や豊かな社会生活が送れるようにするため、早い時期からの適切な対応が必要である。そこで、幼児児童生徒が様々な経験を豊かに味わえるようにするために、交流及び共同学習を実施している。交流及び共同学習は、幼児児童生徒の経験を広め、社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っている。

(2) 障害のない幼児児童生徒や地域社会の人たちにとって

障害のない幼児児童生徒や地域社会の人たちが、障害のある幼児児童生徒と関わることによって、互いの理解を進め、人間の多面的な価値に気付く機会を設けることは、非常に重要である。このことは、発達段階に応じた学習を通して、障害のある幼児児童生徒についての理解が一層深められ、共生社会の実現にとって有効である。

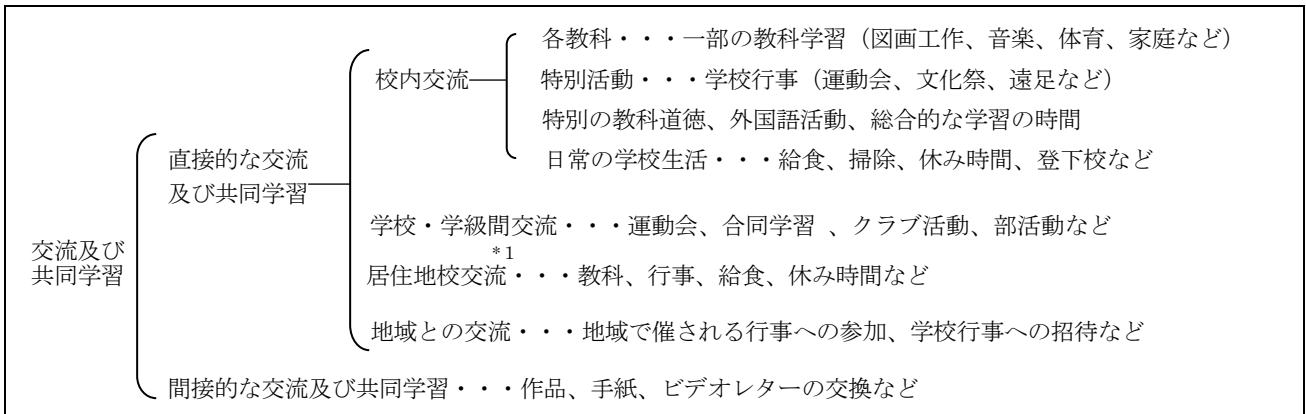
(3) 交流及び共同学習に係る新学習指導要領の規定及び実施にあたっての留意事項 (学習指導要領より)

交流及び共同学習に係る新学習指導要領の規定			
	小学校(平成29年3月告示)	中学校(平成29年3月告示)	特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)
総則	<p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携</p> <p>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u></p>	<p>第5 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携</p> <p>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u></p>	<p>第6節 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携</p> <p>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、<u>障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</u></p> <p>特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、<u>小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。</u></p>
特別活動	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、<u>障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u></p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、<u>障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。</u></p>	
生活	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項には配慮するものとする。</p> <p>(5) 具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること。</p>		

交流及び共同学習の実施にあたっての留意事項等(学習指導要領解説より)		
	小・中学校	特別支援学校
	新小学校学習指導要領解説 総則編(平成29年6月)125P～ 新中学校学習指導要領解説 総則編(平成29年7月)126P～	新特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則等編 (幼稚園・小学部・中学部)(平成30年3月)160P～
意義	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会 ・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有している。 ・相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要 ・児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会 ・同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場 ・学校全体が活性化するとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待
内容の例	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習 ・文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習など 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校等と学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で実施 ・文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めるなど
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切 ・特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切

障害のある人との交流にあたっての留意事項等(小・中学校学習指導要領解説より)		
	小学校	中学校
	(新学習指導要領解説 特別活動編(平成29年6月)155～156P)	(新学習指導要領解説 特別活動編(平成29年7月)126～127P)
意義	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人々の存在に気付いたり、共に力を合わせて生活したりすることの大切さを学ぶ ・一人一人が多様性を尊重しながら力を合わせて生活する態度を身に付けることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自他の尊重や共に力を合わせて生活することの大切さを学ぶこと
内容の例	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設の人々を学校行事の運動会に招待したり、一緒に競技して交流したりすること ・児童会活動の委員会活動で訪問したり、クラブ活動の成果を発表したりすること 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設の人々を学校行事の文化祭に招待したり交流会を開催したりすること ・近隣の特別支援学校の児童生徒と、生徒会活動や学校行事において共同学習をすること 等
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が交流する人々のニーズに応じて手伝ったり世話をしたりする活動を通して、他者の役に立つことや社会に貢献することを実感できるようにすることが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の生徒が自己有用感や自己肯定感を体得できるように指導を工夫するとともに、自分のよさや可能性を發揮してよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な活動を設定すること

3 交流及び共同学習の形態



*1〔居住地校交流〕

特別支援学校の幼児児童生徒が、教育課程上の連携を保ちながら、自分の住んでいる地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、行事等に参加したり、一部の教科学習を共に受けたりするなど、住んでいる地域の学校等で行う交流及び共同学習の形態

4 交流及び共同学習の実施にあたって

(1) 関係者の共通理解

障害のある幼児児童生徒とその関係者、障害のない幼児児童生徒とその関係者、双方がその必要性、意義等について十分に理解し合い、個々の実態に即して適切に実施し、互いの教育的効果を明確にする。

- ① 双方が十分に話し合う機会をもち、交流の意義やねらいを明確にする。
- ② 双方の教職員や組織の担当者が、互いに相手の学校や学級、集団の実態、幼児児童生徒の状況を正しく理解する。

(2) 組織づくり

様々な活動を効率的かつ円滑に進めるために、双方で交流及び共同学習に係る組織づくりをする。

- ① 計画立案や指導計画・指導内容・方法等を検討する。
- ② 実施に必要な準備を行う。
- ③ 居住地校交流の実施においては、関係する市町村教育委員会等との連携した組織づくりをする。

(3) 指導計画の作成

教科等の年間計画と関連を持たせ、活動ごとの指導計画を作成する。

- ① 教育課程上に位置づける。
- ② 活動の形態や内容、回数、時間、場所を設定する。
- ③ 双方の役割分担、協力体制について検討し、確認する。

(4) 事前指導

<障害のない幼児児童生徒や地域社会の人たちに対して>

- ① 障害についての理解を深める。
- ② 障害のある幼児児童生徒への適切な支援や協力の仕方等についての理解を促す。

<障害のある幼児児童生徒に対して>

- ① 積極的な行動、支援や協力の求め方・断り方の理解を図る。
- ② 自分の気持ちの表現の仕方等について理解を図る。

(5) 交流及び共同学習の実施

実施中は幼児児童生徒の様子を観察し、適切な助言・援助に努める。

- ① 幼児児童生徒が主体的に活動に取り組めるようにする。
- ② 障害のある幼児児童生徒の活動の状況や周囲の人の支援の様子を把握し、円滑に活動できるよう指導助言する。
- ③ 事故の防止に努めるとともに、活動が負担過重にならないように留意する。

(6) 事後指導

事後指導を通して、交流及び共同学習に対する関心を一層深める。

- ① 今回の交流についてどう感じたか、今後どのような活動をしていきたいか、等を振り返る。
- ② 幼児児童生徒が感想や印象を作文に書いたり絵に描いたりする機会を設ける。

(7) 評価

画一的な評価にならないよう次の点に留意し、文章等で評価していく。

- ① 各教科・領域等の学習においては、どのような力が身についたかという観点と、事前事後を含めた幼児児童生徒の言動、作品の表現の意図、手紙や感想文の内容、学校や家庭、地域などでの生活の変化等、相互理解がどのように進んだかの観点の両面から評価する。
- ② 原則として評価は在籍学級の担任が行う。また、観点を示し幼児児童生徒の変容を具体的に評価していく。
交流及び共同学習の大きな目的である「共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ」ことに繋がったかどうかを評価するためには、学校・学級独自に交流及び共同学習に関する評価の観点を定める工夫も大切である。

(8) 改善・修正

マネジメントサイクルで教師の支援や環境について評価し、確認する。

- ① 改善・修正すべき点はないかを確認する。
- ② 実態に合わせた活動内容や支援について、授業ごと・単元ごと・一年ごとに見直していく。
なお、交流及び共同学習を継続的に実施するためには、何よりも、双方の負担が過重にならないように地域の実情に即して、無理のない計画で実践することが大切である。

5 交流及び共同学習の実際 <実践例>

(1) 「理科の授業」を通して 【自閉症・情緒障害特別支援学級の児童(A児)と通常の学級の校内交流】

	特別支援学級の児童	通常の学級の児童
ねらい	○不思議だなと思ったことを友達と共に実験をすることにより確かめることができる。 ○多くの友達と一緒に活動することに慣れ、見通しをもって活動する。	○自然の事物・現象についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。 ○A児と協力して活動し、正しい理解と認識を深める。
交流の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・A児と仲の良いメンバーでグループを組み実験を行った。 ・写真入りの実験手順を示した表をあらかじめ作成し、誰でも活用できるようにした。 ・まとめの場面では、A児にわかりやすい言葉で話したり、絵や図を活用したりして話し合った。 	
評価	(観察) 不思議だなと思ったことについて観察等により確かめることができた。 (事後の観察) 今日の学習の内容を友達と一緒に確認し、今後の見通しをもつことができた。	(ノート) 実験結果を把握し、分かりやすいことばでまとめられていた。 (観察) A児へ分かりやすい言葉や絵などを活用して実験の結果を伝えていた。

(2) 「特別支援学校一日体験活動」を通して 【特別支援学校と中学校の学校間交流】

	特別支援学校の生徒	中学校の生徒
ねらい	○中学生を意識して、自己紹介や挨拶する。 ○自分の作業分担や仕事内容が分かり、中学生と協力して作業製品を作ろうとすることができる。	○他者を理解、尊重し、様々な人と共に助け合って生きる基盤を培う。
交流の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・年間2回の計画で行った。交互に学校へ出向き、グループを組んで活動した。 ・作業学習では、事前にビデオで内容を中学校に伝えておき、説明時の時間を短時間にした。当日はすぐに特別支援学校の生徒と中学生と一緒に活動することができる。 	
評価	(作品) お礼の作文では、一緒に作業をして楽しかったと書いていた。次回の中学校での体験を楽しみにしている気持ちが書かれていた。	(事前学習) 事前学習では、作業製品の出来ばえのきれいさに感動したと言い、作業の仕方を覚えたいと発言していた。

(3)「交流会への参加」を通して 【特別支援学校の児童(B児)と小学校の居住地校交流】

	特別支援学校の児童	小学校の児童
ねらい	○いろいろな友達がいることを知り、人との関わりを経験する。	○B児との活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解を深め、認め合う。
交流の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・交流は年間2～3回程度、通常の学級の児童（同学年）と一緒に機会を設けた。 ・B児の好きな曲をダンスに組み入れ、あらかじめ小学生の踊っているビデオで練習しておいた。 ・グループはB児と同じ地区に住む児童で構成した。 	
評価	<p>(観察) 周囲の友達の動きを見ながら、同じように踊ろうとしていた。</p> <p>(事後の観察) 交流した友達の名前を、担任に何度も伝えていた。発表会のビデオを見ながら、教室でも楽しそうに踊る姿が見られた。</p>	<p>(地域での様子) 休日、B児と会った時に自ら話しかけていたと保護者より聞いた。</p> <p>(作品) 交流会の思い出を絵で表現した。B児と手をつないで踊る様子を描いていた。理解の深まりが感じられた。</p>

<引用・参考文献>

- 1) よりよい理解のためにー交流及び共同学習事例集ー (文部科学省) ジアース教育新社 平成19年
- 2) 幼稚園教育要領 小学校(中学校)学習指導要領 (文部科学省) (文部科学省) 平成20年
- 3) 小学校(中学校)学習指導要領解説(総則編) (文部科学省) 平成20年
- 4) 交流及び共同学習ガイド (文部科学省) 平成20年
- 5) 交流及び共同学習実践ガイド (県総合教育センター) 平成21年
- 6) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)(文部科学省)
平成24年
- 7) 交流及び共同学習・障害のある人との交流 文部科学省(資料3)
- 8) 千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取組方針
- 9) 特別支援学校幼稚部教育要領・小学部・中学部学習指導要領 (文部科学省) 平成29年
- 10) 学校における交流及び共同学習の推進について～「心のバリアフリー」の実現に向けて～
(こころのバリアフリー学習推進会議) 平成30年2月2日